

令和元年度第2回市川警察署協議会

1 開催日

令和元年9月13日（金曜日）

2 開催場所

市川商工会議所 第1会議室

3 出席者

・協議会委員 10人 ・警察署 15人

4 議題

(1) 犯罪発生状況

ア 刑法犯認知件数

イ 罪種別内訳

ウ 電話de詐欺発生分布

(3) 交通事故発生状況・速度取締り指針

ア 交通事故発生状況

イ 交通人身事故の主な特徴

ウ 飲酒運転の状況

エ 今後の課題

オ 速度取締り指針

5 委員からの要望・意見等

(1) 児童虐待について（第1回補足説明）

【質問】 管内での児童虐待事案の発生件数は。

【回答】 昨年中における当署から児童相談所への通告人数は約200人で、そのうち約7割が「心理的虐待」による児童通告でした。

本年中は、8月末現在で約170人です。昨年同様、約7割が「心理的虐待」という状況です。

(2) 交差点対策について（第1回補足説明）

【質問】 交差点事故の現状と現在実施中の対策は了解したが、今後の対策方針は。

【回答】 管内交差点における、道路管理者等による新たな安全施設設置についての把握はありませんが、昨年開通した国道298号線の交差点では、道路管理者と協議を重ね、車両止め等を設置するなどの安全対策を講じています。

現在、県道については葛南土木事務所と現場調査し、安全対策を進めています。また、市道については市川市と連携し、市内の幼稚園等からの要望箇所を精査の上で実施した現場調査結果を基に、安全対策を協議しています。

(3) 自転車の「傘差し運転」について

【質問】 ハンドルに傘を固定する器具を設置しての運転は「傘差し運転」に該当するのか。

【回答】 傘差し運転が違反となる理由は、片手運転であり、ハンドルやブレーキの操作に支障をきたすおそれがあるためです。

器具で傘を固定する場合は、片手運転には該当しないので、傘差し運転の違反には該当しません。

しかしながら、傘を設置することで視野が妨げられる、風の影響により安定性を失うなどの危険性があることから、道路交通法第55条に定める乗車又は積載の方法の違反に問われる可能性があります。

警察では、降雨時にはレインコートやポンチョを着用することをお勧めします。

(4) 高齢運転者による交通事故について

【質問】 交通事故全体に占める、高齢運転者に主たる原因がある事故の割合は。

【回答】 本年1月から8月までの間における、65歳以上の高齢者による事故は、全体の約17パーセントです。年代別ですと、当署管内で最も多いのは40歳代の約22パーセントであり、高齢者が突出しているわけではありません。

しかしながら、高齢者による事故が増加傾向にあるということは、管内だけでなく県内全体にいえることですので、高齢者に対する安全指導を今後も継続していきます。

(5) 自転車に関連する交通事故について

【質問】 自転車に関連する交通事故の割合が県内でも突出しているが、自動車対自転車の場合、自転車側の交通マナーが悪質であっても自動車側が過失責任を問われるイメージがある。

自転車側に明らかな違反や悪質な交通マナーがあっても、やはり自動車側が重い処分を受けることになるのか。

【回答】 事故原因として、自転車側に信号無視などの交通違反が疑われる場合は、処罰の対象として自転車運転者に対する捜査を進めます。自動車側が無条件に悪い、ということはありません。

ただ、自動車運転者は運転免許を取得しているわけですから、より強い安全運転の義務があるともいえます。自転車側に原因の一端があるとしても、自動車側の過失責任も厳しく追及します。

(6) 安全安心メールについて

【質問】 多いときには月に3回ほど、高齢者の所在不明メールが配信されている。

しばらくすると無事保護とのメールがきて安心するが、そのたびにどのように保護されたのかと気になる。

所在不明の問題は高齢化社会の切実な問題だと考えているが、所在不明メールを運用しての実際の効果は。

【回答】 高齢者が保護されるケースは、捜索中の警察官による発見、迷った高齢者を見かけた市民からの通報、高齢者自らの保護要請など、様々です。

高齢者が所在不明であることを認知すると、当署では、年齢、性別、服装などの特徴を記載したメールを、市川市の運用するメーリングシステムにより配信し、情報提供を呼び掛けています。

メール配信数は集計しておらず、運用の効果を数値でお示しすることはできませんが、メール配信後に寄せられた目撃情報により発見されるケースもあることから、十分に効果が認められると考えています。

超高齢化社会を迎え、認知症高齢者のはいかいが社会問題になっており、警察が保護する認知症高齢者も、年々増加傾向にあります。

このような状況を受け、警察と市町村では、情報共有の仕組みを構築しました。警察で認知症又はその疑いのある高齢者を保護した場合、本人又は家族から同意を得た上で、保護した状況を市町村役場に書面で通知します。市町村は、その情報を高齢者福祉サービスに活用することができます。この仕組みは、昨年度の試行運用を経て、今年度から本運用を開始しています。今後も、市役所や関係機関と協力し、高齢者の安全安心の確保に努めてまいります。

(7) 防犯ステッカーについて

【質問】 店頭などで「警察官立寄所」や「暴力団追放」などの防犯ステッカーや張り紙を見かけるが、警察が発行して配付しているものなのか。

【回答】 「警察官立寄所」のステッカーは、警察が発行・配付しているものではありません。また、ホームセンターなどで販売されていることは承知していますが、警察による許可に基づく販売、というものでもありません。

「警察官立寄所」のステッカー掲示希望の申し入れに対しては、警察との協議をお願いしています。協議の主旨は、警察官が防犯警戒を継続的に実施可能かどうか等について確認することにあります。なお、警察と協議の上で当該ステッカーを掲示しているのは、主に金融機関や商業施設です。

「暴力団追放」のステッカーも、警察が発行・配付しているものではありません。

皆さんがご覧になる機会が多い、「暴力団を恐れない 金を出さない 利用しない」という青色のものを始め、「千葉県警察本部」と「(公財) 千葉

県暴力団追放県民会議」の連名によるステッカーは、警察が協賛し、公益財団法人千葉県暴力団追放県民会議で発行しているものとなります。

このステッカーは公益財団法人千葉県暴力団追放県民会議で開催される暴力団からの不当要求防止責任者講習に出席していただいた方や、暴力団排除に関するキャンペーンでお配りしているものです。

暴力団排除を社会全体で推進するという観点から、警察においても広く暴力団排除活動に賛同していただける事業者、また協力していただける県民の方から要請があれば、当署刑事第二課を窓口としてお配りしています。

ただ、ステッカーの中には暴力団からの不当要求防止責任者講習を受講しないと受け取れないものもあります。

なお、公益財団法人千葉県暴力団追放県民会議では、賛助会員を募集しています。会員になりますと、不当要求防止責任者講習を始めとする各種講習会に参加いただき、不当要求への対処法のレクチャーを受けることができます。

【質問】 ステッカーを掲示することによる効果は、実感できるものか。

【回答】 ステッカーを掲示している事業所に対し、暴力団が「みかじめ料」を要求することは考えにくいと思います。暴力団からの不当要求には、ステッカーの掲示と併せ、先ほど紹介しました責任者講習で事細かにレクチャーする対処法の実践による効果が期待できると考えます。

【質問】 深夜飲食店などで、自らは名乗っておらず、また違法行為もしていないが、一見して暴力団員だと推測される者が居合わせた場合の対処法は。

【回答】 暴力団風の者が何らかの犯罪を行っていると推察される状況があれば、通報をいただければ当然に対応いたしますし、それ以外でも報告をいただければ対応可能な場合もあります。情報提供をいただければ、それに沿った対応を執りたいと考えております。

(8) 呼び込みについて

【質問】 J R本八幡駅南口ロータリー周辺で午後8時以降、居酒屋の呼び込みと思われる若い男が数人たむろしているのを見かけるが、市川署の対応状況は。

【回答】 違反行為があれば迷惑防止条例違反として検挙しますが、いわゆる「客待ち」の状態では違反は成立しません。今後も引き続き、違法行為に対しては検挙措置等を講じてまいります。

(9) 電話 d e 詐欺について

【質問】 電話 d e 詐欺は入手した名簿などから不特定の人を対象としているとの説明を受けたが、面識がない犯人との対面なのに犯罪が成立してしまうの

はなぜか。また、犯人らは、お金を持っている被害者をどうやって特定しているのか。

【回答】 面識がない犯人との対面なのに犯罪が成立してしまうのは、被害者に「自分は絶対にだまされない」との油断があることと、被害者が犯人の嘘を完全に信じきってしまうこと、この2点が根本にあると考えます。

「受け子」と呼ばれる犯人と対面するオレオレ詐欺を例に説明します。

電話を受けた被害者は、言葉巧みな犯人の話聞き、相手方が自分の知人や公的機関の人間であると、最初の段階で思い込んでしまいます。

更に犯人側は、「緊急に現金が必要」という点を強く主張し、被害者に考えたり誰かに相談したりする余裕を与えないようにします。また、「逮捕される」「資産が凍結される」「裁判になる」などのマイナスイメージを被害者に植えつけます。

余裕をなくし、マイナスイメージを植えつけられた被害者はパニック状態となり、結果的に犯人側に言われるままに現金を用意し、振り込んでしまったり、面識のない来訪者に渡してしまったりするのです。

面識がない来訪者を信用してしまう理由ですが、犯人はまず、自分が直接受け取りに行くと言います。しかし、しばらくすると、途中で交通事故に遭った、社内で聴取を受けているなど、自分が行けない状態に陥ったことを告げた上で、それでも現金が必要なので代わりにの者を行かせる、と連絡してきます。このような筋書きにより、面識のない者が来訪することを被害者は納得してしまうものと考えられます。

電話の相手から急かされるような状況になっても誰かに相談するようにすれば、だまされずに済みます。また、見破った後にすぐ警察に連絡いただければ、被害者方の内外に警察官を配置して現金を受け取りにきた犯人を捕まえる「だまされたふり作戦」も可能です。だまされたふり作戦は、ご連絡があれば積極的に推進していきます。

次に、犯人らがお金を持っている被害者を特定する手法について説明します。

ひとつは、電話を受けた被害者が自分から答えてしまうケースです。だまし役の「掛け子」は、被害者に電話した際、「急に〇百万円必要になったけどある？」という具合に、まず現金の有無を聞きます。先ほど説明のとおり、マイナスイメージを植えつけられて余裕をなくしパニック状態にある被害者は、助けようと思うあまり「それなら銀行に行けば用意できる」などと、自分から答えてしまうのです。

また、過去に犯人グループの拠点を摘発した際に押収した資料によると、

犯人側は色々な名簿を使い、全国の不特定の人に電話しています。名簿については、「名簿業者」といわれる販売業者が実在し、「高額所得者」「上場企業株保有者」「投資信託購入者」「国債購入者」などをリスト化したものも売買されています。これらの名簿に載っている人は財産を持っている、と判断して電話を掛けている状況が考えられます。

【質問】 犯人グループは、我々の身近にいるのか。

【回答】 犯人グループの拠点は、都内だけでなく隣の船橋市にあったこともあります。身近なところに犯人がいる可能性は十分にある、と考えると差し支えありません。

【質問】 名簿業者は罪に問われないのか。

【回答】 詐欺に使用することを知っていながら名簿を販売したのであれば、詐欺幫助罪に問われる可能性があります。

【質問】 だまされたふり作戦を逆手に取り、警察をかたる犯人が現金を騙し取る手口があると聞いたが、実際の発生状況は。

【回答】 そのような手口があるとは聞いていますが、現在まで当署管内での発生はありません。

(10) 外環道開通による影響について

【質問】 外環道及び国道の開通や道の駅の開設により利便性は高まったが、一方で苦情などが寄せられている状況は。

【回答】 昨年6月の外環道及び国道298号線の開通により、国土交通省によると、県道市川松戸線は約4割、県道松戸原木線は約3割、それぞれ通過所要時間が短縮しました。慢性的だった市内道路の渋滞も緩和され、交通の利便性が高まったことにより市外からの訪問客が増加するなど、大きな効果が認められます。

また、昨年4月に「都心に一番近い道の駅」を謳い文句に開業した道の駅いちかわは、休憩スポットとして有名になり、県外ナンバーの車両も多数見受けられます。

その一方で、夜間の騒音問題が浮上しています。利用者の増加に伴い、道の駅及びその周辺における二輪車による騒音苦情もまた増加しており、昨年6月から12月までの間に約30件、本年1月から8月までの間に約90件の通報が寄せられています。

違法改造その他の違法行為があれば、警察では当然に取り締まります。

現状改善のため、当署では定期的な警戒を実施しつつ、施設管理者である市川市及び道路管理者である国土交通省に対し、騒音対策についての改善策を申し入れています。